

## 令和8年度日野振興センターが所管する公用車の車検及び定期点検業務委託（維持車両）仕様書

### 1 名称

令和8年度日野振興センターが所管する公用車の車検及び定期点検業務委託（維持車両）（以下「本業務」という。）

### 2 業務の範囲

別記1及び別記2の対象車両に対して、別表1から別表3まで（以下「各表」という。）の区分欄ごとに次に掲げる業務

#### (1) 基本点検項目に係る業務

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第62条の規定に基づく継続検査（以下「車検」という。）及び同法第48条の規定に基づく定期点検整備（以下「定期点検」という。）に係る業務で、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものとして、各表の基本点検項目の項において発注対象としているもの。

#### (2) 追加点検項目に係る業務

車検及び定期点検（以下「点検等」という。）に係る（1）以外の業務で、各表の追加点検項目の項において発注対象としているもの。

#### (3) その他に係る業務

点検等に係る（1）以外の業務で、各表のその他の項において発注対象としているもの。

### 3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 対象車両に係る、点検等の種類及び予定回数

入札番号	車両（用途）	台数*	検査点検の種類	予定回数
1	凍結防止剤散布車（普通特種）	3	車検	3
			3ヶ月点検	9
	散水車（普通特種）	1	車検	1
			3ヶ月点検	3
	路面清掃車（普通特種）	1	車検	1
			3ヶ月点検	3
2	作業車（普通特種） （2tダンプ Wキャビン）	1	車検	1
			6ヶ月点検	1
	合材運搬車（普通特種） （2tダンプ クレーン付）	1	車検	1
			6ヶ月点検	1
	点検パトロール車（普通特種） （1t級）	2	車検	2
			6ヶ月点検	2
	道路パトロール車（普通特種） （普通乗用）	1	車検	1
6ヶ月点検			1	
凍結防止剤散布車（普通特種）	1	車検	1	
		6ヶ月点検	1	
道路パトロール車（軽乗用車）	1	12ヶ月点検	1	

\*対象車両の登録番号は別記1及び別記2に記載。

(注) 登録番号、台数、検査点検の種類及び点検予定回数については、令和8年3月16日現在のものであり、今後変更の可能性はある。

## 5 この業務の対象外の部品の交換等

- (1) 上記2に規定する業務の結果、国の定める保安基準等に適合しない、若しくはその恐れがあるなど、この業務の対象とならない部品の交換、調整等（以下「対象外部品交換等」という。）が必要な場合には、受注者は、発注者とその内容について協議しなければならない。なお、発注者は対象外部品交換等が必要と判断した場合は、当該費用をこの業務の対象外経費として、別途発注等の手続きを行う。
- (2) 点検整備に使用する部品は原則として純正品とする。受注者は、やむを得ず純正品以外の部品を使用する場合は、JIS規格品又は同等品を使用することとし、当該部品の使用についてあらかじめ発注者の了解を得なければならない。
- (3) 受注者は、2の業務の作業のうち、発注者が指定するものについては、作業前後・作業中の写真を発注者へ提示し、発注者の確認を受けなければならない。

## 6 車両の引渡し及び納入日時並びに場所等について

- (1) 受注者は、車両の引渡し及び納入日時について、発注者と協議の上決定するものとする。  
なお、場所については次のいずれかの場所とし、発注者が別途指示するものとする。
  - ア 鳥取県西部総合事務所日野振興センター県土整備局  
(鳥取県日野郡日野町根雨140-1)
  - イ 鳥取県西部総合事務所日野振興センター県土整備局 特殊車両庫  
(鳥取県日野郡日野町本郷92-1)
- (2) 発注者の保管場所内において、車両の引渡し及び納入のために他の車両の移動を要する場合は、発注者と受注者が協力して行うものとする。

## 7 その他

- (1) 受注者は、点検等に係る業務の完了後、その日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに業務完了報告書（点検整備記録簿）を発注者に提出し完了検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は（1）の完了検査に合格したときは、当該業務に要する費用を発注者に請求することができる。
- (3) 車検に係る法定費用（重量税及び検査手数料）については、受注者において検査機関に対して支払いを行うものとする。  
なお、受注者は（2）にかかわらず、法定費用については発注者に前金払の請求をすることができる。  
法定費用の領収書と自動車検査証の写しは、業務完了報告書（点検整備記録簿）に添付して提出しなければならない。  
その他車検に必要な自動車損害賠償責任保険は、別途発注者が手続きを行い、車検日までに受注者に送付するものとする。

(別表1)

## 【車検】

区分	内容	摘要
基本点検項目	点検項目の詳細については、法第49条第1項に規定する点検整備記録簿（以下「点検整備記録簿」という。）の該当項目とする。	発注対象 【点検整備記録簿】 普通・特種、普通・貨物、 軽自動車
追加点検項目	基本点検項目以外の項目 ○印部分のみ実施	該当点検整備費用・・・発注対象 (○印) (注) 左記該当項目(○印)以外の 部品の交換等に係る費用・・・ 発注対象外
	エンジンオイル交換（オイル、交換作業）	
	オイルエレメント交換（エレメント、交換作業）	
	デフオイル交換（オイル、交換作業）	
	ブレーキオイル交換（オイル、交換作業）	
	○ エアエレメント清掃	
	エアエレメント交換（エレメント、交換作業）	
	○ ベルト点検調整	
	ホイール脱着	
	点火プラグ清掃	
	点火プラグ交換（プラグ、交換作業）	
	車体グリスアップ	
	○ ブレーキ清掃調整	
	○ タイヤ空気圧調整	
	○ バッテリー比重点検	
	○ 灯火回り点検	
○ 電気機器点検		
エンジン及びシャシスチーム洗浄		
シャシブラック塗装（塗料、塗装作業）		
その他	車検代行手数料	発注対象
	保安確認点検費用	
	車両運搬・引取納車費用	
	車検法定費用（重量税及び検査手数料）	

※業務完了報告時には次の書類を提出すること。

- 1 自動車検査証の写し、法定費用（重量税及び検査手数料）の領収書又は歳出精算報告書
- 2 点検整備記録簿の写し

(別表2)

## 【3ヶ月点検】

区分	内容	摘要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目とする。	発注対象 【点検整備記録簿】 普通・特種
その他	車両運搬・引取納車費用	発注対象

※業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

**【6ヶ月及び12ヶ月点検】**

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目とする。	発注対象 【点検整備記録簿】 普通・特種
その他	車両運搬・引取納車費用	発注対象

※業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し